

雇用維持・雇用支援のための助成金のご案内

●中小企業緊急雇用安定助成金

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をされた場合に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

(一)支給要件

生産量要件	平均値が前年同期に比べ減少していること(※)
雇用量要件	前年同期に比べ増加していないこと。

※生産量が五パーセント以上減少している場合は、赤字であることの確認は不要です。

(二)助成率・教育訓練費

助成率	4分の5
教育訓練費	1人1日16,000円

●トライアル(試行)雇用奨励金

ハローワークが紹介する対象労働者を短期間(原則として三ヶ月間)試行的に雇用し、その後の常用雇用への移行や雇用のきつかけ作りを図ることを目的に、トライアル雇用をする事業主に対し、月額四万円を最大三ヶ月間支給します。

●特定就職困難者雇用開発助成金(特定求職者雇用開発助成金)

中小企業事業主で、障害者を雇い入れた場合は、助成期間が六ヶ月延長されます。

●高齢者雇用開発特別奨励金(特定求職者雇用開発助成金)

雇入れ日の満年齢日が六十五歳以上の離職者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により一週間の所定労働時間が二十時間以上の労働者として雇い入れる事業主(一年以上の継続雇用)に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※助成期間は一年間で六ヶ月ごとの二回に分けて支給になります。

●若年者雇用促進特別奨励金

不安定就労の期間が長い若年者等の安定した雇用を促進するため、トライアル雇用終了後に、雇用期間の定めのない労働契約により継続して雇用する事業主に對し、若年者雇用促進特別奨励金を支給します。

支給対象の拡大	25歳以上 40歳未満
支給対象事業の拡大	訓練期間も雇用も通常の業務対象
要件	開始した雇用期間が1年以上かつ、トライアル期間が22日以上
事業実施期間	平成22年度まで(新期)

25歳～29歳	20万円 (中小企業は30万円)
30歳～39歳	30万円 (中小企業は45万円)

◇中小企業に対する支援の充実

●お問合せ先

ハローワーク新発田
☎〇二五四―二七―六六七
新潟労働局(職業対策課)
☎〇二五―二三四―五九二六

確定申告
3月16日(月)～3月31日(火)まで
www.tax.go.jp

新発田税務署
郵便番号 957-8666
新発田市諏訪町1丁目12番24号
代表用電話 0254(22)3161 (自動音声案内)